

農業経営力向上支援事業実施要領

第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、産地の維持や農村地域の保全管理に支障が生じており、早急に多様な担い手を育成・確保することが求められている。

そこで、集落営農組織を対象に、農業用機械、施設及び設備の導入に係る費用の一部を支援することによって、農業経営の改善を図るとともに、地域農業の活性化を推進する。

第2 事業対象者

次の要件をすべて満たす神戸市内の集落営農組織を対象とする。

- (1) 市内で営農地を有するもしくは市内の農地で農作業受託を行うもの。
- (2) 組織の代表者および規約の定めがあるもの。
- (3) 収支を組織専用の口座で管理していること。

第3 事業内容

集落営農組織の発展（規模拡大、法人化、広域化等）のために要する施設、農業用機械及び設備（以下、「施設等」とする。）の導入に係る経費の一部を補助する。

第4 成果目標

事業実施の翌年度から、2年以内に経営規模（農作業受託面積を含む）を5%以上増加させることとする。

第5 補助率及び補助金の額

事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、次の通りとする。

- (1) 補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は1,000千円を上限とする。
- (2) 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第6 事業の実施

- 1 本事業の実施主体は、公募により選定するものとする。
- 2 本事業を実施しようとする者は、次の書類を市長に提出するものとする。
 - (1) 応募申請書（様式第1号）
 - (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- 3 市長は、前項の申請があったときはこれを別途定める審査要領に基づき審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認する。
- 4 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

第7 重複申請の制限

- 1 年度内に、同一の事業主体が本事業へ複数回申請することはできないものとする。
- 2 前年度及び前々年度に本事業を実施した事業主体は、本事業へ申請することはできないものとする。ただし、当該実施時の事業実施計画書に掲げた成果目標をすでに達成している場合は、この限りではない。

第8 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する農業機械等について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

第9 報告

- 1 事業実施主体は、事業の達成状況について、事業実施の翌年度から原則として2年間、各年度末までに、事業達成状況報告書（様式3号）を市長へ提出しなければならない。
- 2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、目標年度において、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。

- 4 市長は、事業実施主体に対し、同条1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第10 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 23 年11月16日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成 31 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和 4 年5月13日より施行する。

附 則 この要領は、令和 6 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年4月1日より施行する。